## ■熊本市における建築物の形態制限(外壁後退・斜線制限・日影規制等)について

制限用途地域	北側斜線	絶対高さ	外壁後退	道路斜線	隣地斜線	日影規制
第一種低層住居専用 第二種低層住居専用	下図参照	10m	1m (旧城南都市計画区域の第 二種低層住居専用地域は指 定無し)	a=1.25	×	測定面 1.5m 規制時間 4h、2.5h
第一種中高層住居専用 第二種中高層住居専用	* ×	×	×	a=1.25	H=20m a=1.25	測定面 4.0m 規制時間 4h、2.5h
第一種住居 第二種住居	×	×	×	a=1.25	H=20m a=1.25	測定面 4.0m 規制時間 5h、3h
準住居	×	×	×	a=1.25	H=20m a=1.25	測定面 4.0m 規制時間 5h、3h
近隣商業	×	×	×	a=1.5	H=31m a=2.5	×
商業	×	×	×	a=1.5	H=31m a=2.5	×
準工業	×	×	×	a=1.5	H=31m a=2.5	×
工業	×	×	×	a=1.5	H=31m a=2.5	×
指定無し(市街化調整区域)	×	開発指導課にご相談ください	開発指導課にご相談ください	a=1.5又は1.25	H=31m又は20m a=2.5又は1.25	×
備考	1 1.25 5m 5m ※一中高・二中高は日影規制が ある為制限なU(法56条1項3号)	制限がある場合があります	建築協定や風致地区等による 制限がある場合があります	1 a 道路	a // /	日影規制の規制時間等は、日 影が生じる区域の用途地域の 規制内容となります

各詳細については建築基準法をご確認ください。

熊本市建築指導課作成